

教育委員会

議案第 125 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会の所管する部分

議案第 125 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

一般会計予算説明書の 56 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、説明欄 1 特別職給与費、2、及び 3 常勤職員給与費、4 事務局運営費、5、及び 6 会計年度任用職員雇用経費につきましては、教育長はじめ教育総務課の正規職員、及び教育委員会内のワークシェア会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 4 教育指導費、説明欄 1 常勤職員給与費のうち、教育委員会所管分につきましては、教職員室、学校教育課、児童生徒支援課、教育支援センターの正規職員の人件費に係る補正でございます。

59 ページをお願いします。

説明欄 2 教育支援センター運営費につきましては、教育支援ルー

ムウイングの支援員や公認心理師、校内ウイング運営のための非常勤講師など会計年度任用職員の人件費に係る補正であり、3 生きる力を育てる教育推進費につきましては、スクールサポートスタッフや学校生活支援員、子ども支援コーディネーター代替職員など会計年度任用職員の人件費に係る補正であり、4 特別支援教育充実費につきましては、教育支援センターことばの教室指導員や医療的ケア支援員など会計年度任用職員の人件費に係る補正であり、5 複式学級改善対策費につきましては、免許外教科担任の解消のための中学校市単講師の人件費に係る補正です。

次の、目 5 教育振興費、説明欄 1 自然体験学習推進費につきましては、葛川少年自然の家での森林環境学習やまのこ事業におけるやまのこ専任指導員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 児童・生徒通学支援費につきましては、スクールバスの運転手の人件費に係る補正でございます。

次の、目 7 教育センター費、説明欄 1 常勤職員給与費のうち教育委員会所管分につきましては、教育センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 教育センター維持管理費につきましては、若手教員育成指導員等の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 8 市立科学館費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、科学館の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 科学館管理運営費につきましては、科学館指導員等の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、小学校用務員の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 学校管理運営費は、小学校用務員の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

60 ページをお願いします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、中学校用務員の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 学校管理運営費は、中学校用務員の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、生涯学習課、及び和邇文化センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 北部地域文化センター管理運営費、3 社会教育推進費、4 和邇文化センター管理運営費につきましては、各施設の運営等を担う会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

62 ページをお願いします。

目 2 生涯学習振興費、説明欄 1 人権・生涯学習推進費につきましては、生涯学習課において、人権に関する講座や研修事業を企画する会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 3 生涯学習センター費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、生涯学習センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 生涯学習センター管理運営費につきましては、生涯学習センターの運営を担う会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 4 少年センター運営費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、少年センターの正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 少年センター運営費につきましては、学校支援アドバイザーや指導員など会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 5 公民館費、説明欄 1 公民館管理運営費につきましては、生涯学習専門員の人件費に係る補正でございます。

次の、目 6 図書館費、説明欄 1 常勤職員給与費につきましては、図書館の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄 2 図書館管理運営費につきましては、図書館司書等の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目7少年自然の家費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、葛川少年自然の家の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2少年自然の家管理運営費につきましては、施設の運営を担う会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

64 ページをお願いします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、学校教育課の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2学校保健管理運営費につきましては、学校教育課、及び学校現場に配置しております養護教諭の人件費に係る補正であり、説明欄3学校体育指導推進費につきましては、部活動指導員の人件費に係る補正でございます。

次の、目2学校給食管理費、説明欄1常勤職員給与費につきましては、学校給食課の正規職員の人件費に係る補正であり、説明欄2学校給食運営費につきましては、学校給食課で事務を担う栄養士等の会計年度任用職員の人件費に係る補正でございます。

次の、目3学校給食事業特別会計繰出金、説明欄1同繰出金につきましては、学校給食事業特別会計の収支差額分について、繰出金を増額するものです。

以上が、歳出でございます。

続いて、債務負担行為についてご説明申し上げます。

5 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為補正のうち、下段 2 変更の表、小学校大規模改造事業費、及び中学校大規模改造事業費でございます。

南郷小学校、打出中学校につきましては、令和 7 年度に実施設計、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年での工事を予定しておりますが、この度の建築業界における週休 2 日制の導入に伴い、令和 7 年度の実施設計に 13 か月、1 年を超える工期が必要となりますことから、令和 7 年度向けの債務負担行為を設定し、今年度より実施設計業務に着手しようとするものです。

これにより、当初より予定しておりました、令和 8 年度から 10 年度までの工事に遅れを生じさせることなく、着実に事業を進めてまいります。なお、今回の追加変更額につきましては、南郷小学校が 5,539 万円、打出中学校が 6,014 万 2 千円となっております。

以上、議案第 125 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算第 8 号のうち、教育委員会が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い申し上げます。